

25み監査第 102号

平成26年 3月24日

みよし市長	小野田 賢 治 様
みよし市議会議長	近 藤 剛 男 様
みよし市教育委員会委員長	加 藤 志津香 様
みよし市選挙管理委員会委員長	長 山 家 久 様
みよし市農業委員会会長	小野田 勝 輝 様
みよし市固定資産評価審査委員会委員長	野々山 実 様
みよし市公平委員会委員長	藤 本 光 夫 様

みよし市監査委員	倉 本 繁 八
同	加 藤 康 之

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査を実施した監査委員名

倉本繁八
加藤康之

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 部局課等監査

(1) 監査の実施期間

平成25年10月8日から平成26年3月24日まで

(2) 監査の対象とした部局課等

<前期分>

健康福祉部	福祉課、健康推進課、高齢福祉課（訪問看護ステーション含む）、子育て支援課
教育委員会教育部	教育行政課（中央図書館、歴史民俗資料館含む）、学校教育課（学校給食センター含む）、スポーツ課
議会事務局	議事課
監査委員事務局	

<後期分>

政策推進部	企画政策課（秘書室含む）、広報課（情報推進室含む）、財政課
総務部	総務課（契約検査室含む）、管財課、職員課
市民部	市民課（市民情報サービスセンター含む）、保険年金課、税務課、納税課
協働部	協働推進課、防災安全課、生涯学習課
環境経済部	産業課（農業土木室、緑と花のセンター含む）、環境課、みどりの推進課
都市建設部	土木管理課、都市整備課、都市計画課（建築営繕室含む）
会計管理者	会計課
市民病院事務局	管理課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度における財務に関する事務の執行について

(4) 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかについて、監査を行いま

した。

監査にあたっては収入事務、人事管理事務、財産管理事務、委託業務、工事の執行状況等の重点監査項目及びその他の監査項目について、関係書類等を照合、確認するとともに、関係職員からの聴き取りを行いました。

2 学校・保育園監査

(1) 監査の実施期間

平成25年10月8日から平成26年3月24日まで

(2) 監査の対象とした学校、保育園

北中学校、中部小学校、三吉小学校
みどり保育園、城山保育園

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度における財務に関する事務の執行等について

(4) 監査の着眼点

小中学校及び保育園の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、施設の維持管理、安全管理が適切に行われているかを主眼として、各小中学校・保育園において関係書類及び諸帳簿等を試査するとともに、各小中学校長・保育園長及び関係職員からの聴き取りを行ったほか、必要に応じて現地調査を実施しました。

3 工事監査

(1) 監査の実施期間

平成26年2月5日

(2) 監査の対象とした部課及び工事

都市建設部都市整備課 道路改良工事（市道三好明知下線）
河川改良工事（準用河川茶屋川その2）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

(4) 監査の着眼点

監査対象の工事に関する事務の執行が関係法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

なお、工事技術の専門的見地から工事の計画、設計、積算、施工、品質及び安全管理等について監査するため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術調査を委託し、技術士の派遣を求めて監査を実施しました。

第4 監査の結果

1 部局課等監査

各課等が所管する財務事務の執行は、いずれも概ね適正、適切に執行、管理さ

れていると認められました。

しかし、以下のとおり、その一部において是正、改善を必要とする事項が認められたので、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう要望するとともに、再発防止に向けた一層の取組を求めます。

(1)収入事務について

①収納金出納簿について

ア. みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条の規定により、出納員等は収納金出納簿を備え、常に出納の状況を明らかにしておかなければならないが、現金の取り扱いがあるにもかかわらず、収納金出納簿が備えられていなかった。

【子育て支援課】

【学校教育課（給食センター）】

【防災安全課】

イ. 収納金出納簿は備えられているが、様式が違っていた。あるいは、調定処理されている書籍代や受講料等が記載されていない事例、記載内容に誤りのある事例があった。

【教育行政課】

【教育行政課（歴史民俗資料館）】

【生涯学習課】

【産業課（緑と花のセンター）】

(2)人事管理事務について

①時間外勤務手当の支給について

ア. 職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当について

割り振られた1週間の正規の勤務時間（38時間45分）を超える勤務時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の25）の支給において、過請求による過払いがあった。

【防災安全課】

イ. みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項により、日曜日を勤務日と定めた日の時間外勤務手当について、勤務日の時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の125）ではなく、週休日における時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の135）として請求されていた。

【産業課（緑と花のセンター）】

ウ. 時間外勤務・休日勤務命令簿からの時間外勤務時間数の転記ミスにより、過請求され過払いされていた。

【教育行政課（中央図書館）】

(3)委託業務について

①工程表等提出書類の未提出について

契約書の仕様書で提出するよう指示されている書類（工程表、現場代理人・主任技術者通知書、業務実施計画書等）が提出されていなかった。

・保育園床面清掃業務委託（市内8保育園）

【子育て支援課】

②契約書類の不備について

課税文書の請書に収入印紙が貼付されていなかった。また、受注業者の押印

もなかった。

【市民病院 管理課】

(4)補助金交付事務について

①補助金の交付額の算定について

補助金の額を、行政区等活動事業補助金交付要綱では「百円未満切捨て」で計算することとなっているが、「千円未満四捨五入」で計算されていた。

・地域ふるさと振興事業補助金

【協働推進課】

人事管理事務、委託業務や工事の執行の諸事務についての押印漏れや記載漏れ、計算間違いや転記ミス等は、前回の監査時より減少してきていますが、依然として発生しています。このような簡易な誤りは、とかく見過ごされがちですが、積み重なることによって大きな問題へと発展する可能性もあります。今後も関係法令の十分な理解や、決裁時における確認の徹底等、適正な事務処理、執行に努めるようお願いします。

2 学校・保育園監査

(1) 小中学校

①北中学校

北中学校では、目指す生徒像を「たくましく知性を磨く生徒（知性）ねばり強く探求する生徒（探求）適切に判断し、活動する生徒（実践）」、教育目標を「心豊かで仲間を思いやり、己を律して前進する生徒の育成」とし、さまざまな活動に取り組んでいます。開校以来30年を過ぎ、施設設備には補修が必要な箇所が出てき始めていますが、子どもの精神的な健康度に影響するという考えから、校内をいつもきれいな状態に保つよう、施設管理に努力されています。

監査では給食費の納付通知書と通帳の確認、未納者・督促者リストの確認、切手・ハガキの実査、個人情報管理状況の確認、各種業務委託の点検報告書の確認、備品台帳と備品管理状況の確認、保健室・理科室において医薬材料・理科教材薬品等の管理状況の確認と、帳簿と実物の数・量の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

②中部小学校

中部小学校では、目指す子ども像を「明るく、たくましい子 素直で、きまり正しい子 深く考え、進んで学ぶ子」とし、職員同士の協同体制の経営、創意工夫ある教育活動の充実、心身ともに健康で心豊かな子どもの育成、家庭・地域社会との連携の4つの経営方針を柱に、日々の学校経営に取り組んでいます。また、今年度と来年度は家庭教育推進協議会の活動を通して「あいさつ運動」を推進し、あいさつの飛び交う地域を目指しています。

監査では給食費の納付通知書と通帳の確認、未納者の状況の確認、切手・ハガキの実査、メモリーカード等個人情報の管理状況の確認、各種業務委託の点

検報告書の確認、備品台帳と備品管理状況の確認、保健室・理科室において医薬材料・理科教材薬品等の管理状況の確認と、帳簿と実物の数・量の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

③三吉小学校

三吉小学校の目指す子ども像は「あいさつのできる三吉っ子 笑顔あふれる三吉っ子 歯をくいしばる三吉っ子」です。昨年度の末に現6年生が全校生徒の前で「あいさつ日本一」を宣言。その宣言通り三吉小学校をあいさつ日本一の学校にするため、教師と子どもたちが一丸となってあいさつ活動に取り組んでいます。また、欠席児童が2人までの日には「こいのぼり」を揚げるようになっており、4月以降30回以上、こいのぼりが揚がっている元気な学校です。この小学校では特色ある教育活動として、校内にある土俵で行われる相撲大会が年2回あり、開校以来続いています。

監査では給食費の納付通知書と通帳・収納金出納簿の確認、滞納整理記録の確認、切手・ハガキの実査、メモリーカード等個人情報の管理状況の確認、各種業務委託の点検報告書の確認、業務員の旅行命令簿の確認、備品台帳と備品の廃棄に関する書類の確認、保健室・理科室において医薬材料・理科教材薬品等の管理状況の確認と帳簿と実物の数・量の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

(2) 保育園

①みどり保育園

みどり保育園は、昭和45年の9月に開所しました。開所当初は60名だった定員も、三好ヶ丘開発等が進み、平成16年には最高の250名にまで増えました。現在の定員は180名。併設されている子育て支援センターでは未就園児を対象とした親子ルームの実施や出前保育などを実施しています。午後からは放課後児童クラブとして、小学校1年生から4年生までの約40人が利用しており、日常的に人の出入りの多い保育園です。公園が近くにたくさんあり、立地条件としては恵まれています。住宅地の中にある保育園であるため、行事等開催の際には地域や保護者の協力や理解を得ながら、保育活動を実施しています。

監査ではパソコンの保管状況、各種業務委託の点検報告書の確認、消耗品・賄い材料の納品書の確認、職員の旅行命令簿・時間外勤務・休日勤務命令簿、年次有給休暇簿の確認、備品台帳・消耗品受払い簿の確認、医薬品管理簿と実物との数の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

②城山保育園

城山保育園は、昭和49年2月に開所しました。近くには福谷城址があり、四季の変化を五感で感じることで自然豊かな環境の保育園です。子供たちが体も心も健やかに育つよう生活にふさわしい環境を整えるため、平成23年に園舎等の耐震及び改修工事が行われました。この工事によって、保育園はより良く過ごしやすい環境となり、子どもたちは安定感を持って十分に遊べるようになりました。

監査ではパソコンの保管状況、各種業務委託の点検報告書の確認、消耗品・賄い材料の納品書の確認、職員の旅行命令簿・時間外勤務・休日勤務命令簿、年次有給休暇簿の確認、備品台帳・消耗品受払い簿の確認、医薬品管理簿と実物との数の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

以上、監査対象の中学校1校、小学校2校、保育園2園について、それぞれ財務事務の執行状況及び施設の管理状況等を監査した結果、いずれも特に文書により指摘すべき事項は認められませんでした。その一部において、事務処理方法等に対して口頭にて是正、改善を求めた軽微な事項については、速やかに実施されるよう求めます。

3 工事監査

監査対象工事の計画、設計、積算、契約等の事務の執行及び施工状況等を監査した結果、その事務はおおむね適正に執行されており、施工状況についても設計図書等に基づいて良好に施工されていると認められました。

なお、本監査において指摘事項に該当するものは認められませんでした。別添「工事技術調査結果報告書」における指導事項、提案事項の内容を留意、検討され、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図るとともに、経済性、安全性にも配慮しながら適正な施工管理に引き続き努められるよう求めます。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 職員手当の不適正受給等について

職員手当の不適正受給については、昨今新聞等で報道されており、みよし市でも30件、総額6,288,414円の不適切な過大受給が判明しています。また指摘事項として挙げましたが、時間外勤務手当についても制度の理解不足による手続きの誤り、請求の過不足や転記ミス等同じ誤りが、毎年繰り返して発生しています。監査の際に、発生した経緯や防止策などの説明を受けましたが、市民からの信頼を回復するためにも、制度の理解促進やチェック体制の強化など、適正な事務執行の徹底をお願いします。

2 個人情報保護への対策について

近年、社会の情報化の進展により、情報漏えい、流出などの事件、事故が多数

発生し、新聞等で報道されています。市にはさまざまな個人情報が存在し、その個人情報を取り扱うパソコンやソフトの保守・点検をするために、委託業者の作業員が事務室内に出入りしています。個人情報の保護等の条項については、市の契約約款や仕様書に記載し、契約の際に確認されていますが、入室の際の本人確認の徹底や、作業員の名簿、宣誓書を提出させるなど、市民の情報を守るための措置を強化する必要があると思われます。

3 適正な収入事務について

今年度の定期監査では収入事務を監査の重点項目に加え、使用料及び手数料、諸収入の調定書や納入通知に関する書類を確認しました。その結果、みよし市予算決算会計規則第37条に規定する事後調定できる歳入以外の歳入についても事後調定されている事例が多数ありました。また、毎月の例月出納検査においても、検査調書中の収入未済額がマイナスになっている歳入が多く見られます。調定を行うことによって、納入義務者に通知する金額が決裁され、調定額に対する収入額、収入未済額の把握など未収金の財務会計上の管理や、納期限を過ぎた収入未済額に対する収納対策を適時に実施できるようになります。そういった意味からも、収入に先立った事前調定を徹底する必要があると思われます。また、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条の規定による収納金出納簿の不備が多くの課等で見られましたが、収納した現金は公金であり、市民の財産であることを認識し、期間や金額の多少にかかわらず厳重な管理、慎重な取り扱いをするよう求めます。

みよし市
平成25年度
工事技術調査結果報告書

平成26年3月4日（火）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日 : 平成26年2月5日（水）

場 所 : みよし市役所3階301会議室及び対象工事現場

監査執行者 : 監査委員（識見） 倉本 繁 八
監査委員（議選） 加藤 康 之

監査立会者 : 監査委員事務局
事務局長 都 築 一 浩
主 幹 林 晴 義
主 査 水 野 友 紀

調査対象工事

道路改良工事（市道三好明知下線）

河川改良工事（準用河川茶屋川その2）

道路改良工事（市道三好明知下線）

1 工事内容説明者

調査出席者

都市建設部	部長	深田宏治
〃	都市整備課 課長	野々山久照
〃	〃 副主任	渡辺輝久矢
〃	〃 主任主査	黒川実
契約検査担当		
総務部総務課契約検査室	室長	村田信光
〃	主任主査	石川重之

設計	中央コンサルタント	
	設計主任者	渡辺一正

請負者	野沢建設株式会社	
	現場代理人（主任技術者）	水越馨

2 工事場所 : みよし市明知町 地内

3 工事概要

「市道三好明知下線」は、みよし市のなかよし地区とみなよし地区を東西に結ぶ主要な路線であり、みよし市を南北に縦断する主要地方道豊田知立線と県道三好沓掛線を経由し県道宮上知立線を結ぶ計画路線である。

本路線は、みなよし地区に点在するトヨタ自動車明知工場とトヨタ自動車下山工場を結ぶ重要路線であり、近年では交通量も増加し朝夕の通勤時間帯において、渋滞が頻繁に発生するようになってきている。また、みなよし地区よりみよし市民病院への通院する主要な道路であり、都市計画公園細口公園や市立明知保育園への接続道路でもある。

本路線は地域住民の生活道路として重要な役割を担う路線で、現況道路の拡幅を行う必要がある。

また、本路線の西部地区で、県営畑地帯総合土地改良事業（三好下地区）が現在施行されており、その地区で栽培された野菜や果樹等を県道三好沓掛線を経由し県道和合豊田線に隣接しているグリーンステーション三好（集出荷場）へ運搬するための重要な路線であり、急務な整備が必要とされる路線である。この土地改良事業の計画に合わせた道路新築改良を行い、地域一体となった整備を図る目的路線である。

(1) 工事内容

総延長 $L = 1,700.0 \text{ m}$

内工事延長	L = 147.3 m
PU1型側溝工	L = 24.8 m
集水柵工	N = 5 基
車道舗装工	A = 329.2 m ²
歩道舗装工	A = 17.7 m ²
函渠工	N = 1 箇所
ブロック積み護岸工	L = 36.6 m
重力式擁壁工	1 式

(2) 請負者

野沢建設株式会社

【第1回目で落札】

「一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型））（7者参加）

希望予定価格事前公表 電子入札」

【希望予定価格の76.9%】

(3) 設計業務受注者

設 計：中央コンサルタント株式会社

(4) 工事費

希望予定価格（税込） 99,561,000 円

請 負 金 額（税込） 76,650,000 円（うち消費税及び地方消費税 3,650,000 円）

(5) 工事期間

平成25年7月23日から平成26年3月25日

(6) 進捗状況（平成25年12月31日現在）

計画出来高 73.2% 実施出来高 69.4%

【計画より3.8%遅い】

(7) 工事監督員

都市建設部都市整備課

総括監督員

渡 辺 輝久矢

専任・主任監督員

黒 川 実

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

地方自治法、金銭的保証制度として契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款どおりであり適正である。

30,660,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は7者参加の一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領」「みよし市一般競争入札に関する事務取扱試行要領」にそって施行されていた。入札は「みよし市工事等電子入札実施要領」に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領（試行）」を定め、希望予定価格を事前公表していた。 【土木一式工事】

公告日：平成25年6月27日

入札日：平成25年7月16日

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人、主任技術者及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・主任技術者届、下請負人届、施工体系図と共に整備されていた。

本工事は、下請負金総額が3,000万円以上となる可能性がある。その時は、監理技術者として、工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報システム）登録を行わせ、また、施工体制台帳の作成と控えの提出が必要となる。確認の程お願いします。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知

発注者は、請負者に監督員を書面により通知していて適正であった。

【建設業法19条第2項の2】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

積算は、愛知県建設部発行の『積算基準及び歩掛表（その1，2）』に基づき、愛知県の「設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「業者見積」を

基に積算システムを導入し、適正に算出されていた。

(2) 設計内訳書

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

【積算参考図書】

積算基準及び歩掛表(その1)	平成24年10月1日	愛知県建設部
積算基準及び歩掛表(その2)	平成24年10月1日	愛知県建設部
県設計単価表	平成25年5月1日	愛知県建設部
建設物価	平成25年5月	(財)建設物価調査会
積算資料	平成25年5月	(財)経済調査会
土木製図基準【2009年改訂版】	平成21年2月15日	(社)土木学会

(3) 設計に関する書類

中央コンサルタント株式会社にて、全体設計を行っていた。

「測量・道路詳細設計業務委託 町道 三好明知下線 報告書」平成21年3月を確認した。適正であった。

また、第9章函渠計画において、①現場打BOXカルバート(案)②橋梁(案)の比較検討を行い、総合判断に基づきBOXカルバート選定し、詳細設計を実施していた。

適正であった。

【設計基準、指針参考基準】

道路構造令の解説と運用	平成16年2月	(社)日本道路協会
道路設計要領	平成12年4月	国土交通省中部地方整備局
愛知県道路構造の手引き	平成16年4月	愛知県建設部
国土交通省制定土木構造物標準設計		(社)全日本建設技術協会
道路土工一排水工指針	昭和62年6月	(社)日本道路協会
道路土工一カルバート工指針	平成11年3月	(社)日本道路協会
平面交差点の計画と設計(基礎編)	平成16年7月	(社)交通工学研究会
防護柵の設置基準・同解説	平成16年3月	(社)日本道路協会

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

ア 労働基準監督署への一括有期事業開始届が確認できなかった。

労働保険一括有期事業開始届の労働基準監督署提出控えを提出させることが望まれる。

※ 【労働保険一括有期事業開始届(建設事業)】

有期事業が、次のすべての条件に該当したときは、法律上当然に一括され（有期事業の一括という）、全体が一つの事業とみなされ、一括有期事業として、継続事業と同様に取り扱われる。

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること。

③それぞれの一つの事業が規模的に、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ、建設の事業では請負金額が1億9,000万円未満、立木の伐採の事業では素材の見込生産量が1,000m³未満であること。

一括される有期事業は、事業開始の度に個々の手続きは必要でないが、毎月10日までに、前月中に開始されたそれぞれの事業について事業所を管轄する労働基準監督署に報告する必要がある。

当然、元請け工事に限る。下請け工事は記入する必要はない。

この報告書を「一括有期事業開始届」（様式第3号（第6条関係））という。

労災が発生した際にこの届が提出されていないと何かと支障をきたすので、忘れずに届けておきたい書類だが、保険関係成立時に説明を受けていない場合や、受けていても忘れてしまっている、もしくは聞いたこともないといった事業者をよく見かけるので、「一括有期事業開始届」をきっちりと届出しておくことによって、年度更新時の「一括有期事業報告書」への記載がかなり楽になり、労災発生時にもスムーズに支給申請することができる。

(2) 工程表

契約時及び施工計画には実施工程表が提出され整備されていた。

毎月の出来高数値と出来高工程表は作成されていた。

(3) 施工計画書

施工計画書は、適正に作成され、管理状況は良好であった。

設計書とリンクし、写真管理、出来形管理、工程内管理と的確な記述内容の指導がなされていた。適正な施工計画であった。

緊急時対策において、大雨、強風、地震等の緊急時を具体的数値をもって記載させて頂きたい。また、現場作業員の緊急時の避難場所等も掲示させることが望ましい。

(4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(5) 施工体系図等

施工体系図は発注者に提出され、適正に整備・保管されていた。

(6) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督員に提出させ、適切に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させていた。

工事に使用する材料等、当初に材料承認を得るリストを提出させ、既提出分と未提出分をチェックできる管理手順が望まれる。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導を行っていた。

サンプリング監査のため、細部まで確認できなかったが、適正に管理指導しているとのことである。

現場の廃棄物置き場は、一時的な保管場所である。保管基準に従い適正に管理することが求められ、保管施設としての掲示板（60cm×60cm）を表示すること。

【産業廃棄物の保管施設ガイドライン 平成13年4月16日改正】

4-5 安全管理に関する書類と施工

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていたが、書類不足も散見した。適切な管理状態を確認されたし。

(3) 重力擁壁のコンクリート打設に際しての取付部通路兼足場を足場板1枚（25cm）設置していた。足場作業の通路兼作業床となり幅40cm以上必要となる。足場板2枚敷きとすること。 【安全衛生規則563条】

また、擁壁天端部のブラケット足場に手摺がなかった。2m以上の高所作業となるため、安全帯を使用できる措置を講じるか、手摺を設置させること。

【安全衛生規則521条，519条】

(4) 本工事以外に別発注工事があり、同一作業場所での工事であった。

労働安全衛生法第30条（特定元方事業者等の講ずべき措置）第1項の措置について、第30条2項より事業者の代表を「特定元方事業者」として指名されること。

また、愛知県土木工事標準仕様書(H24.4)1-1-32（工事中の安全確保）17「安全衛生協議会の設置」することと記載されているため、毎月の「安全衛生協議会開催議事録」を確認されること。

4-6 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

工事施工段階及び竣工後に提出される書類は、工事に関して必要な処理を迅速・的確に指示した記録書類である。問題発生した場合の原因究明の貴重な資料であり検索可能であることが重要である。竣工後、検索可能な状態を意識して、一覧表を整備し、追跡可能な状態の保存として頂きたい。

監査日に於いては、全般的に設計どおりに的確に施工されており、施工管理（工程内検査、段階検査）、工事管理状況は、適正であった。

竣工までの安全管理の徹底指導をお願いします。

文書中の

_____部分は、指導事項部分は、提案事項

河川改良工事（準用河川茶屋川その2）

1 工事内容説明者

調査出席者

都市建設部	部長	深田	宏治	
〃	都市整備課	課長	野々山	久照
〃	〃	副主幹	渡辺	輝久矢
〃	〃	主任主査	塩里	重人

契約検査担当

総務部総務課契約検査室	室長	村田	信光
〃	主任主査	石川	重之

設計	アローコンサルタント株式会社		
	設計主任者	古田	靖

請負者	黒柳建設株式会社みよし営業所		
	現場代理人(主任技術者)	下城	由成

2 工事場所 : みよし市明知町 地内

3 工事概要

本河川は、みよし市の南北に流下する二級河川境川に合流する二級河川茶屋川の上流に位置する準用河川である。

狭小断面による流下能力の低い箇所があることから、溢水し付近居住・農地等に多大な被害が発生している。

このため早急に流下能力の向上を図り民生の保安と安全を図る目的の工事である。

(1) 工事内容

工事延長	L = 108.0 m		
護岸工	H = 3.5 m	L = 194.2 m	
階段工	N = 2箇所		

(2) 請負者

黒柳建設株式会社みよし営業所 **【第1回目で落札】**
「一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型））（4者参加）
希望予定価格事前公表 電子入札」
【希望予定価格の91.6%】

(3) 設計業務受注者

設計：アローコンサルタント株式会社

設計主任者

古 田 靖

(4) 工事費

希望予定価格（税込） 53,854,500 円

請負金額 （税込） 49,350,000 円（うち消費税及び地方消費税 2,350,000 円）

(5) 工事期間

建築工事

平成 25 年 9 月 13 日～平成 26 年 3 月 14 日

(6) 進捗状況 （平成 25 年 12 月 31 日現在）

建築工事

計画出来高 61.8% 実施出来高 60.8% 【計画より 1.0%遅い】

(7) 工事監督員

都市建設部都市整備課

総括監督員

渡 辺 輝久矢

専任・主任監督員

塩 里 重 人

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

金銭的保証制度として、契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の 10%】

前払金保証については、工事請負契約約款通りであり適正である。

19,740,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は 4 者参加の一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領」、「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」にそって施行されていた。入札は、「みよし市工事等電子入札実施要領」に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領（試行）」を定め、希望予定価格を事前公表していた。 【土木一式工事】

公告日：平成 25 年 8 月 8 日

入札日：平成 25 年 9 月 5 日

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき、適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・施工体系図・下請負人届と共に整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知

発注者は、請負者に監督員を書面により通知して適正であった。

【建設業法19条の2第2項】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

積算は、愛知県建設部発行の『積算基準及び歩掛表（その1, 2）』に基づき、愛知県の「設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「業者見積」を基に積算システムを導入し、適正に算出されていた。

(2) 設計内訳書

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

【積算参考図書】

積算基準及び歩掛表（その1・その2）	平成24年10月1日	愛知県建設部監修 (公財)愛知県都市整備協会	
建設物価	平成25年8月1日	財団法人建設物価調査会	
建設物価	土木コスト情報2013年7夏	平成25年7月5日	財団法人建設物価調査会
設計単価		平成25年8月1日	愛知県
積算資料		平成25年8月1日	財団法人経済調査会

(3) 設計に関する書類

アローコンサルタント株式会社にて、全体設計を行っていた。

「平成16年度測量及び実施設計業務委託 準用河川茶屋川報告書（平成17年3月）」を確認した。

下流域の境川及び茶屋川の流下能力が確保されないと恒久的解消にならない面、及び10年前の計画から現在の下流域の愛知県計画等の進行に準じ、本計画の変更を視野に入れ経済的な設計計画であるよう、ある時期を見て見

直し検討と本設計計画から断面拡幅が可能で容易になる総合的な考えで検討して頂きたい。

【実施設計に使用した基準、指針】

準用河川改修の手引	平成 19 年 3 月	国土交通省河川局
改訂 解説・河川管理施設等構造令	平成 12 年 1 月 20 日	
		財団法人国土開発技術研究センター
小規模樋管設計手引き（案）		愛知県土木部河川課
愛知県道路構造の手引き	平成 23 年 4 月	愛知県建設部
道路土工仮設構造物工指針	平成 11 年 3 月	社団法人日本道路協会
河川構造物設計要領	平成 15 年 4 月	中部地方整備局
防護柵の設置基準・同解説	平成 20 年 1 月	社団法人日本道路協会
建設工事公衆災害防止対策要綱	平成 5 年 1 月 12 日	建設省
災害復旧工事の設計要領（平成 23 年版）	平成 23 年 7 月	社団法人全国防災協会
実務者のための護岸・根固めブロック選定の手引き（案）	平成 22 年 6 月 1 日	
		財団法人土木研究センター

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

ア 労働基準監督署への一括有期事業開始届が確認できなかった。

労働保険一括有期事業開始届の労働基準監督署提出控えを提出させることが望まれる。

※ 【労働保険一括有期事業開始届（建設事業）】

有期事業が、次のすべての条件に該当したときは、法律上当然に一括され（有期事業の一括という）、全体が一つの事業とみなされ、一括有期事業として、継続事業と同様に取り扱われる。

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること。

③それぞれの一つの事業が規模的に、概算保険料の額が 160 万円未満であり、かつ、建設の事業では請負金額が 1 億 9,000 万円未満、立木の伐採の事業では素材の見込生産量が 1,000m³ 未満であること。

一括される有期事業は、事業開始の度に個々の手続きは必要でないが、毎月 10 日までに、前月中に開始されたそれぞれの事業について事業所を管轄する労働基準監督署に報告する必要がある。

当然、元請け工事に限る。下請け工事は記入する必要はない。

この報告書を「一括有期事業開始届」（様式第 3 号（第 6 条関係））という。

労災が発生した際にこの届が提出されていないと何かと支障をきたすので、忘れずに届けておきたい書類だが、保険関係成立時に説明を受けていない場

合や、受けていても忘れてしまっている、もしくは聞いたこともないといった事業者をよく見かけるので、「一括有期事業開始届」をきっちりと届出しておくことによって、年度更新時の「一括有期事業報告書」への記載がかなり楽になり、労災発生時にもスムーズに支給申請することができる。

(2) 工程表

契約時及び施工計画には実施工程表が提出され整備されていた。
毎月の出来高数値と出来高工程表は作成され、適正であった。

(3) 施工計画書

施工計画書については、愛知県土木工事標準仕様書どおり、適正に作成させていた。また、監督員の確認チェックがあり読合わせ管理がなされていた。

緊急時対策において、大雨、強風、地震等の緊急時を具体的数値をもって記載させて頂きたい。また、現場作業員の緊急時の避難場所等も掲示させることが望ましい。

(4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(5) 施工体系図など

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

本工事は、下請負金額合計が3000万円以下の工事であったが、業者教育を考え施工体制台帳を義務付け、望ましい業者指導を行っていた。

(6) 工事材料関係の書類

工事中材料使用承諾願などは請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(7) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導を行っていた。

サンプリング監査のため、細部まで確認できなかったが、適正に管理指導しているとのことである。

現場の廃棄物置き場は、一時的な保管場所である。保管基準に従い適正に管理することが求められ、保管施設としての掲示板（60cm×60cm）を表示すること。

【産業廃棄物の保管施設ガイドライン 平成13年4月16日改正】

4-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

4-6 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 現場は、整理され適切な管理状態であった。降雨時の河川水位上昇等のある場合への適切な処置を事前検討されていた。

仮設道路に鉄板を敷き、土砂搬出への路面清掃等管理が行き届いていた。

5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

現場は、路線延長は短いが、近隣農地への配慮など良好なコミュニケーション及び行き届いた安全配慮を行っており、適正であった。

工事は、全般的に設計どおりに的確に施工されており、施工管理（工程内検査、段階検査）、工事監理状況は、適正であった。

以上

文書中の

_____部分は、指導事項
.....部分は、提案事項